

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

▶九州厚生局への届出に関する事項

当院では、次の施設基準等に適合している旨の届出を行っています。

医療 DX 推進体制整備加算

がん治療連携指導料

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料

CT 撮影及び MRI 撮影

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

酸素単価

▶「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者様におきましても、明細書を無料で発行します。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解をいただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口はその旨をお申し出下さい。

▶医療 DX 推進体制整備加算について

当院では以下のとおり医療 DX 推進の体制を整備することにより、質の高い診療提供を目指しております。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等で閲覧又は活用できる体制を実施しています。
- ・マイナ保険証の利用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所への掲示及びホームページへの掲載を行っています。

▶医療情報取得加算について

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めております。
- ・厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○初診時 1点

○再診時（3ヶ月に1回に限り） 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

▶「一般名処方」に関するお知らせ

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方とは医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより、供給不足の医薬品であっても有効成分が同じ複数の医薬品が選択でき、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合は、選定療養費として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で、後発品収載から5年経過しているものなどの要件にあった品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。

ご不明な点がございましたら、当院職員までご相談ください。